

記入例 (退職で未徴収税額を一括徴収する場合) ※1月から4月退職は一括徴収が義務になります。

給与支払報告 給与所得者異動届出書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度						
特別徴収義務者 指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	
宛 名 番 号	9	9	9	9	9	9	9	9	
担 連 所 属	人事課人事労務係								
氏 名	特 徴 花 子								
電 話	000-000-0000 内線 (123)								
給 与 所 得 者	フリガナ	トクチョウ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 (下段に理由の記載欄があります。)
氏 名	特 徴 一 郎			140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	7 年 8 月 31 日	1. 退職 2. 転休 3. 死 4. 不 5. 解 6. 所 7. そ (事由・理由)	2. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ↳ 下段②へ 3. 普通徴収 (本人納付) ↳ 下段③へ
生 年 月 日	昭和 50 年 1 月 1 日								
個 人 番 号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
受 給 者 番 号	1 2 3 4 5 6								
1 月 1 日 現在の住所	埼玉県飯能市双柳△-×								
異動後の住所									
① 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		法人番号					新しい勤務先では、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から
所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名					一括で徴収した税額を納入する月 ※ 1 月以降の退職の場合は、原則一 括徴収が基本となります。
フリガナ			電 話						
氏 名 又 は 名 称			内 線 ()						
② 一括徴収の場合	理 由	1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			徴収予定月日	徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
					9 月 20 日	104,400 円		9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。	
③ 普通徴収の場合	理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、 2. 令和 年 5 月31日までに支払わ 3. 死亡による退職であるため			8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分) ←一括徴収税額 (納入額と同額)				